

特定看護師に認定されました②

『精神および神経症状に係る薬剤投与関連』

保健師 佐々木 真弓



前号では、私が取得した、特定看護師の特定行為のうち『創傷管理関連』について紹介しました。

今号では、『精神および神経症状に係る薬剤投与関連』を紹介します。

精神および神経症状に係る薬剤投与関連

この区分でできる行為は、

- ① 「抗精神病薬の臨時の投与」
- ② 「抗不安薬の臨時の投与」
- ③ 「抗けいれん薬の臨時の投与」

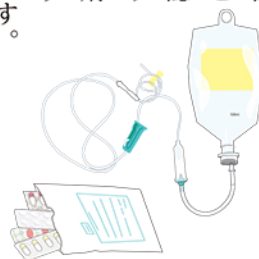
投与」の3つです。

①と②は、入院中の患者さんが、不安や不眠で困っているとき、せん妄※がある時などに薬剤投与を検討していきます。

※せん妄・・・脱水や感染、炎症などで体調が悪いことに加えて、入院による環境の変化などで注意や理解、記憶といった脳の機能が急激に低下して「意識が混乱している状態」

③は、身体所見（発熱の程度、頭痛や嘔吐の有無、発作

の様子等）及び既往の有無等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗けいれん剤を投与することです。



実施するには

これらの特定看護師のできる行為は、医師の指示で作成された手順書に基づいて、その手順書に記載されている病状の範囲にある患者さんに



実施します。

また、実施に当たっては患者さんにきちんと説明をし、同意を得たうえで行います。

研修を終えて

私は今、病棟で働いていますが、当院の入院患者さんは85歳以上の高齢で、褥瘡やせん妄を起こす可能性が高い患者さんがほとんどです。

この研修を終えて、これらの特定行為を行うことだけでなく、特定行為を行うまじりも大切であると改めて感じています。

つまり、

◎褥瘡をつくらない

◎せん妄を起こさない

という予防のための看護が大切であると言うことです。